

建設現場において死亡災害が多発しています



令和5年5月23日現在当署管内において、建設現場における死亡災害が今年に入り3件発生しており、誠に憂慮すべき事態となっております。

いずれも移動式クレーンや車両系建設機械による災害になっていきますので、従来からの墜落災害防止対策と併せて、作業計画の策定や、用途外使用を行わない、吊り荷の直下立入禁止等の重機作業による安全対策にご留意ください。

事例1 重機の用途外使用による墜落災害

災害の概要

解体用機械で用途外のつり上げ作業をしたところ、荷に押され高さ約20mから墜落。

発生原因

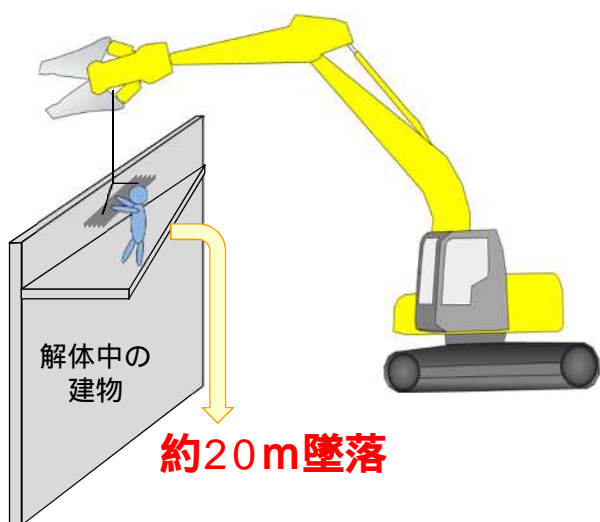
- ・車両系建設機械を用途外使用したこと。
- ・墜落防止措置を講じていなかったこと。
- ・作業計画のとおり作業をしなかったこと。

再発防止対策

- ・車両系建設機械を用途外使用しない。
- ・墜落防止措置を講じる。
- ・作業計画を定め、その計画どおりに作業を行う。

関係条文

- ・安衛法第20条（安衛則第164条）
- ・安衛法第21条（安衛則第519条）
- ・安衛法第20条（安衛則第155条） など、、、



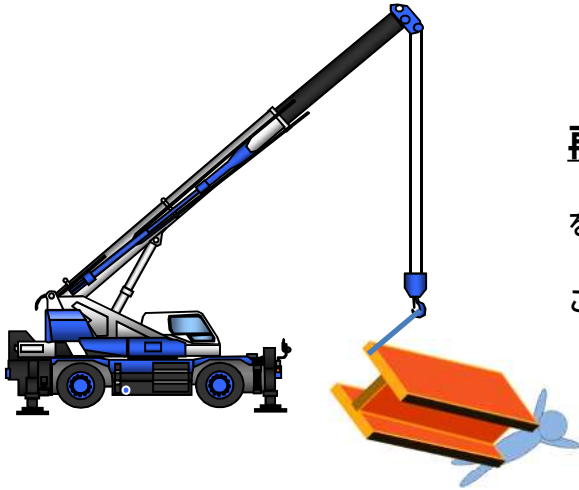
事例2 移動式クレーン作業で吊り荷が転倒

事故の概要

移動式クレーンで鉄骨梁を荷下ろし後、巻き上げを行ったところ、玉掛用具が鉄骨梁に引っ掛かり、そのまま巻き上げた為、鉄骨梁が倒れ被災者が挟まれた。

発生原因

- ・鉄骨梁に転倒防止措置を講じていなかったこと。
- ・被災者が、巻き上げ作業時に安全な位置に退避していなかったこと。



再発防止対策

- ・転倒するおそれのある吊り荷については、転倒防止措置を講じてから玉外し作業を行うこと。
- ・玉掛者等は、クレーン等作業時に安全な位置に退避すること。

事例3 移動式クレーンで吊り上げた荷がばらけて落下

事故の概要

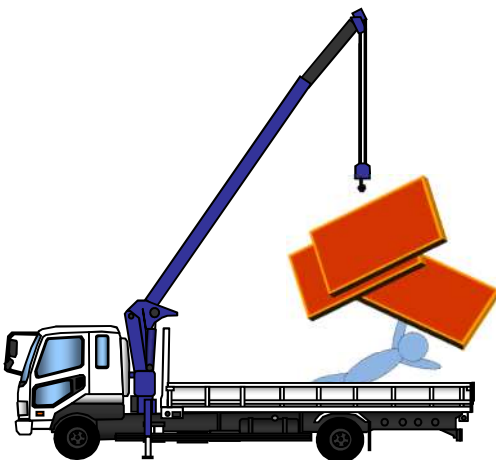
コンパネ30枚程度を吊り上げていたところ、吊り荷がばらけ、被災者に落下した。

発生原因

- ・移動式クレーンでつり上げた荷の直下に立ち込んだこと。
- ・複数の荷を吊り上げる際に、荷を結束していなかったこと。

再発防止対策

- ・吊り荷の直下は立入禁止とすること。
- ・複数の荷を吊り上げる際は、荷を結束すること。



関係条文

- ・安衛法第20条（クレーン則第74条の2）